

岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例施行規則

令和7年3月28日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例（令和7年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等の申請)

第2条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表の火葬区分に応じて、同表申請書欄に掲げる使用許可申請書に同表添付書類欄に掲げる許可証等を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可証等の交付)

第3条 指定管理者は、火葬場の使用を許可した場合は、別表の火葬区分に応じて、同表の使用許可証欄に掲げる使用許可証を申請者に交付するものとする。

(業務取扱等)

第4条 使用者は、前条の火葬場使用許可証を提示して遺体等を指定管理者に引き渡さなければならない。

2 遺体等（愛玩動物等を除く。）の火葬は、指定管理者が指定した順序によって行う。ただし、指定管理者が感染症予防上その他特に必要と認めるときは、その順序を変更することができる。

(焼骨等の取扱い)

第5条 使用者は、指定管理者が指定する時刻までに焼骨（愛玩動物等を除く。）を引き取らなければならない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者は当該焼骨（収骨後残焼骨を含む。）を処分することができる。

(1) 使用者が誓約書（様式第1号の4、様式第3号の1、様式第3号の2）により焼骨の引取りをしない旨の申出をした場合

(2) 前項の規定により指定する時刻までに焼骨の全部又は一部の引取りがない場合

(3) 火葬後の焼骨の状況により収骨できない場合

3 火葬により生じる残灰は、前項の焼骨とともに指定管理者において処分するものとする。

4 愛玩動物等の火葬により生じる焼骨は収骨を行わず、火葬により生じる残灰とともに指定管理者において処分するものとする。

5 前3項の場合において使用者、遺族及びその関係者は、異議を申し立てることができない。

(火葬及び分骨証明書の交付)

第6条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条の規定による火葬の事実を証する書類の請求は、火葬及び分骨証明書交付申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 指定管理者は、火葬の事実を証する書類の請求があったときは、火葬の事実を確認の上、火葬及び分骨証明書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第7条 条例第14条の規定により使用料及び手数料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料・

手数料減免申請書（様式第 6 号）にその事実を証する書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査の上減免を決定し、火葬場使用料・手数料減免決定通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

（使用料及び手数料の還付）

第 8 条 条例第 15 条ただし書の規定により還付を受けようとする者は、火葬場使用料・手数料還付申請書（様式第 8 号）に既納の使用料及び手数料の領収書を添付して、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、火葬場使用料・手数料還付決定通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

（待合室等の使用）

第 9 条 待合室の使用は火葬開始から収骨開始までとする。

- 2 霊安室の使用は開場時間中とし、火葬当日のみ使用することができる。
3 多目的室の使用は準備または後片付けに要する時間を含め、火葬終了までの 3 時間以内とする。

（その他）

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表

火葬区分		申請書	添付書類	使用許可証
火葬炉	大人・小人	火葬場使用許可申請書 （様式第 1 号の 1）	墓地・埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 8 条に規定する火葬許可証	火葬場使用許可証 （様式第 2 号の 1）
	妊娠 4 箇月以上の死胎	火葬場使用許可申請書（死胎） （様式第 1 号の 2）		火葬場使用許可証（死胎） （様式第 2 号の 2）
	改葬遺骨	火葬場使用許可申請書兼誓約書（改葬遺骨） （様式第 1 号の 3）	法第 8 条に規定する改葬許可証	火葬場使用許可証（改葬遺骨） （様式第 2 号の 3）
	人体の一部・妊娠 4 箇月未満の死胎・胞衣・産汚物	火葬場使用許可申請書兼使用許可証兼誓約書（その他） （様式第 1 号の 4）	当該事実に関する医師の証明書等	火葬場使用許可申請書兼使用許可証兼誓約書（その他） （様式第 1 号の 4）
動物炉	愛玩動物等	火葬場使用許可申請書兼使用許可証（愛玩動物等） （様式第 1 号の 5）		火葬場使用許可申請書兼使用許可証（愛玩動物等） （様式第 1 号の 5）

備考 管理者が特に必要と認める場合は、申請書及び使用許可証の様式について別途定めることができる。